様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年 9月 3日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃえむあいえす  一般事業主の氏名又は名称 株式会社エム・アイ・エス  （ふりがな）ふくむら　はるお  （法人の場合）代表者の氏名 福村　陽夫  住所　〒920-8203  石川県 金沢市 鞍月５丁目１８１番地  法人番号　5220001001490  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　統合報告書2025 | | 公表日 | ①　2025年 7月 9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに掲載  　https://www.mis.co.jp/dx/%E7%B5%B1%E5%90%88%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B82025.pdf  　「経営ビジョン」・P.1 | | 記載内容抜粋 | ①　「経営ビジョン」  株式会社エム・アイ・エスは、「全てのお客様から”ありがとう”と言って頂ける企業の実現」という企業理念のもと、社会や産業の変化に柔軟に対応しながら、情報処理技術を活用して企業価値の向上を目指しています。  デジタルトランスフォーメーション（DX）を通じて、業務効率化と新たなビジネス価値の創造を推進し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　統合報告書は取締役会において承認のうえ公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　統合報告書2025 | | 公表日 | ①　2025年 7月 9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに掲載  　https://www.mis.co.jp/dx/%E7%B5%B1%E5%90%88%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B82025.pdf  　「DX戦略」「DX戦略の具体的な取組」・P.1 | | 記載内容抜粋 | ①　「DX戦略」  当社は、クラウド・RPA・BIツール等を活用し、自社業務の標準化・自動化を進めるとともに、顧客への提供価値を高めるDX戦略を策定・実行してまいります。  DX推進は段階的に行い、第1フェーズでは社内業務改革、第2フェーズでは顧客接点やサービスの変革を目指しています。  「DX戦略の具体的な取組」  当社のDX戦略では、「社内業務データの可視化と意思決定支援」「顧客データの分析によるサービス向上」の2つの視点でデータ活用を位置づけています。  営業・対応履歴・アンケート結果・業務工数データなどを収集し、BIツールでKPIを可視化し、業務改善や人的配置の最適化に活用してまいります。  また、顧客ポータルを通じたアクセスログ・利用状況も分析し、提案内容の高度化やサービス改善につなげていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　統合報告書は取締役会において承認のうえ公表 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　統合報告書2025  　「DX戦略推進体制」・P.2 | | 記載内容抜粋 | ①　「推進体制の構築」  DX推進委員会を設置し、全社的なデータ一元管理、施策の進捗管理等を実施して行きます。  「デジタル人材育成」  入門から上級までの育成プログラムを構築し、全社員がデジタル技術とデータ分析を習得できる体制を整備して行きます。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　統合報告書2025  　「最新技術活用のための環境整備」・P.2 | | 記載内容抜粋 | ①　「最新技術活用のための環境整備」  - クラウドサービスの導入  - RPAツール活用  - セキュリティ対策（VPN、MDM等）  - IT教育の実施 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　統合報告書2025 | | 公表日 | ①　2025年 7月 9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに掲載  　https://www.mis.co.jp/dx/%E7%B5%B1%E5%90%88%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B82025.pdf  　「戦略の達成状況に係る指標」・P.2 | | 記載内容抜粋 | ①　「戦略の達成状況に係る指標」  戦略進捗の可視化のために以下のDX推進指標を設定します。  - RPAによる業務時間削減率  - 社内業務の電子化率  - 顧客満足度（アンケート）  - DX投資のROI  - DX研修受講率 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 7月 9日 | | 発信方法 | ①　統合報告書2025  　当社ホームページに掲載  　https://www.mis.co.jp/dx/%E7%B5%B1%E5%90%88%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B82025.pdf  　「トップメッセージ」・P.1 | | 発信内容 | ①　統合報告書2025にて当社代表取締役がトップメッセージを発信しました。  また、代表取締役がステークホルダーに向けてDXの方向性と意義を積極的に発信します。社内向けには電子掲示版を活用し、社外向けにはホームページおよび表敬訪問にて発信します。  「トップメッセージ」  当社は、変化の激しい経営環境の中で、お客様や社会に新たな価値を提供し続けることを使命としています。  そのために、デジタル技術の力を活用し、全社一丸となって変革に挑戦しています。  今後も、持続可能で信頼される企業であり続けるべく、DXを中心とした経営改革に取り組んでまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 6月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2008年 6月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。